

津市公契約条例等検討委員会設置要綱

平成 28 年 6 月 3 日訓第 53 号

改正 令和 2 年 3 月 31 日訓第 35 号

(設置)

第 1 条 津市公契約条例（以下「条例」という。）等の制定及び本市が発注する公共事業において、労働者の適正な賃金、労働条件等を確保するための方法について検討するため、津市公契約条例等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例等の制定に関すること。
- (2) 労働者の適正な賃金、労働条件等を確保するための方法に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長には調達契約課長を、副委員長には政策課長をもって充てる。

3 委員には、別表に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第 7 条 委員会の所掌事項について、調査及び情報収集を行うため、委員会に検討部会を置く。

2 検討部会は、市長が指名する職員で構成する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務部調達契約課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓は、平成 2 8 年 6 月 6 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 3 1 日訓第 3 5 号)

この訓は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

財政課長、検査課長、法務室長、行政経営課長、人事課長、商業振興労政課長、建設政策課長、経営管理課長、上下水道管理局上下水道管理課長